

令和6年台風第10号の暴風雨等による災害からの復旧・復興に関する意見書

本市では、8月29日から30日にかけて大雨に見舞われ線状降水帯が発生し、本市湯布院町で観測史上最大となる1時間雨量75・5ミリの非常に激しい雨が降った。河川の氾濫や越水などによる浸水被害、河川護岸の流出、土砂災害などが広範囲にわたり多数発生し、本市に甚大な被害をもたらした。

特に、本市の基盤産業である農業においては、農作物の浸水・冠水・落果、農地・農業用施設の流出や土砂流入など多数発生した。9月9日現在、本市農林水産業の被害額は、6億8814万円（471件）に上がっている。

また、商工観光産業関係・住宅地においても、建物や敷地への浸水により大きな被害が生じた。

本市においては、大分県や国と連携し、被害状況の把握や応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところである。しかしながら、令和2年7月豪雨・令和4年14号台風による被害の爪痕が残る地域では、度重なる災害により復旧・復興が仕切り直しを余儀なくされる事態となった。

つきましては、今回の令和6年台風第10号の暴風雨等による被害の復旧・復興が図られるとともに、災害に強い郷土づくりが実現できるよう、次の事項を強く要望します。

記

- 1 今回の令和6年台風第10号の暴風雨等による被害に対し、「激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律」が適用されるよう、特段の御配慮をお願いしたいこと。
- 2 被災者の一日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 3 農林水産業の早期再開のため、被災した農地・農業用施設等、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 5 豪雨災害からの土砂崩落等による道路の通行止めや水道水施設等の破損による断水、河川の急激な増水に伴う浸水被害が発生しており、本市の行う道路啓開等だけでは十分に対応できないことから、国による道路啓開等への支援や被災調査への支援とともに、今後の本格復旧・復興に向けた技術的助言や人的・財政支援について、特段の御配慮をお願いしたいこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月24日

大分県由布市議会議長 甲斐 裕一

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
総務大臣	松本 剛明 様
農林水産大臣	坂本 哲志 様
経済産業大臣	齋藤 健 様
国土交通大臣	斉藤 鉄夫 様
環境大臣	伊藤 信太郎 様
官房長官	林 芳正 様
復興大臣	土屋 品子 様
内閣府特命担当大臣（防災）	松村 祥史 様